

## 柔道整復（接骨院・整骨院）の正しいかかり方

柔道整復（接骨・整骨・骨つぎ）とは、骨や関節・筋肉のケガ（新しい負傷）の、治療・応急手当を目的とする施術です。

| 医療保険が使える施術   |
|--|
| ■打撲 ■ねんざ ■挫傷（肉離れなど）<br>■骨折・脱臼（応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です） |
| ●負傷の原因を正しく伝えましょう。<br>●治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。      |

### 注意！ 全額自己負担になる施術

- ・日常生活のなかの、疲れや肩こり・腰痛
- ・特にケガはないが、気持ちがいいから受けるもの（慰安目的）
- ・スポーツなどによる肉体疲労
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み
- ・古傷など、症状改善の見られない長期の治療
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・整形外科や外科で治療中の部位
- ・「ついでに他の部分も」や「家族に付き添ったついでに」などの「ついでに」受診
- ・交通事故や業務上の負傷 など

- 療養費支給申請書の内容をよく確認し、自分で署名または捺印しましょう。
- 領収書をもらいましょう。
- 柔道整復の施術を受けるときは、医療保険を正しく利用しましょう。

## あんま・マッサージ、はり・きゅうの正しいかかり方

他に治療の手段がなく、医師が必要と認めた場合、症状改善などの目的で、あんま・マッサージや、はり・きゅうが受けられます。

### 医療保険が使える施術

#### 【あんま・マッサージ】

- 筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状

#### 【はり・きゅう】

- 神経痛      ■腰痛症      ■頸椎捻挫後遺症
- 五十肩      ■リウマチ      ■頸腕症候群

- 医師の同意書が必要です。また、継続して受ける場合には、定期的に医師の同意を受けなければなりません。
- 歩行不能・歩行困難など、通院ができない特別な理由がある場合で、医師が同意したときは、往療料（往診にかかる費用）も医療保険が使えます。

### 注意！ 全額自己負担になる施術

- ・疲れやコリをとるためや、気持ちがいいから受けるもの（疲労回復や慰安目的）
- ・疾病予防のため                      など

### 注意！ 全額自己負担になる往療料

- ・交通手段がない
- ・遠い                      など

- 療養費支給申請書の内容をよく確認し、自分で署名または捺印しましょう。
- 領収書をもらいましょう。
- 柔道整復の施術を受けるときは、医療保険を正しく利用しましょう。
- あんま・マッサージ、はり・きゅうの施術を受けるときは、医療保険を正しく利用しましょう。